

懲戒処分歴の開示に関する規程

(平成二十年十二月五日会規第八十七号)

改正 平成二〇年二月 五日

(目的)

第一条 この規程は、会則第六十八条の二第三項に基づき、弁護士又は弁護士法人(以下「弁護士等」という。)が受けた懲戒の処分に関する履歴(以下「懲戒処分歴」という。)を、本会が開示するための手続を定める。

(開示請求者)

第二条 本会は、弁護士等に対して現に法律事務の依頼若しくは委嘱をし、又は依頼若しくは委嘱をしようとする者から請求があつた場合、次条以下に規定するところに、当該弁護士等(現に弁護士又は弁護士法人である者に限る。)の懲戒処分歴を開示することができる。

(開示する懲戒処分歴の種類等)

第三条 本会が開示することのできる懲戒の処分の履歴は、本会又は弁護士会が弁護士等に対してした懲戒の処分であつて、次に掲げるものとする。

一 除名 効力の停止中のものであつて、懲戒の処分が

- 1 -

効力を生じた日から三年を経過していないもの

二 退会命令 効力の停止中のもの又は懲戒の処分後再度弁護士名簿に登録された場合であつて、懲戒の処分が効力を生じた日から三年を経過していないもの

三 業務停止 業務停止の期間が満了していないもの及び業務停止の期間が満了した日から三年を経過していないもの

四 戒告 その効力を生じた日から三年を経過していないもので、会則第六十八条の二及び懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第七条又は同規程第六条の規定により本会又は弁護士会において公表されたもの

2 前項第二号及び第三号に規定する期間には、効力の停止中の期間は算入しない。

(開示する懲戒処分等の内容)

第四条 本会が開示する懲戒処分歴に関する内容は、次に掲げる事項とする。

一 除名、退会命令、業務停止又は戒告の種類及び業務停止の場合はその期間

二 懲戒の処分が効力を生じた年月日

三 懲戒の処分の理由の要旨

四 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号。以下「法」

- 2 -

という。)第五十九条に規定する審査請求又は法第六十一条第一項の規定による取消しの訴えが係属中の場合は、その旨

五 弁護士等が効力の停止の決定を受けたときは、その旨及び決定を受けた年月日

六 前号の決定が効力を失ったときは、その旨及び効力を失った年月日

(開示請求の手續)

第五条 本会は、弁護士等の懲戒処分歴の開示を請求する者(以下「請求者」という。)に対し、次に掲げる事項を記載し、かつ、押印をした書面を提出させなければならない。

一 請求者の氏名又は名称及び代表者の氏名、住所又は主たる事務所の所在地並びに電話番号

二 開示を請求する対象が弁護士の場合にあつてはその氏名(職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を記載することをもって足りる。)及び事務所、弁護士法人の場合にあつてはその名称並びに主たる法律事務所の名称及び所在地

三 開示を請求する対象の弁護士等(以下「被請求弁護士等」という。)に現に法律事務の依頼若しくは委嘱

- 3 -

をし、又は依頼若しくは委嘱をしようとする事案の概要

四 開示を必要とする事由

五 本会から開示を受けた懲戒処分歴を他に漏らさないことを誓約する旨

2 請求者は、自然人にあつては本人確認に必要な書類の写しを、法人その他の団体にあつては資格証明書を、前項の書面に添付しなければならない。

(開示の方法)

第六条 本会は、前条の書面の提出があつたときは、前条第一項第四号の開示を必要とする事由が不当なものと認める場合を除き、請求者に対し、速やかに、同項第一号の規定により記載された住所又は主たる事務所の所在地に宛てた配達証明取扱いの書留郵便で送達する書面により、第四条に規定する事項を通知する。

2 本会は、被請求弁護士等に第三条に規定する懲戒の処分の履歴がないときは、その旨を、前項に規定する方法により通知する。

(追加の通知)

第七条 本会は、被請求弁護士等に係る法第五十九条に規定する審査請求について本会が懲戒処分を取り消し、若

- 4 -

しくは変更する旨の裁決をした場合又は法第六十一条第一項の規定による取消しの訴えの判決の確定により懲戒の処分が取り消された場合であつて、当該被請求弁護士等が求めたときは、前条第一項に規定する通知を受けた者に対し、当該被請求弁護士等につき当該裁決又は判決の確定があつた旨の通知を、第五条第一項第一号の規定により記載された住所又は主たる事務所の所在地に宛てた配達証明取扱いの書留郵便に付して発送する。

(照会の申出)

第八条 弁護士等は、本会对し、過去三年間における自己についての懲戒処分歴の開示請求の有無を照会することができ。

2 前項の照会は、書面により行わなければならない。

3 本会は、弁護士等から第一項の照会があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を書面により通知する。

一 開示請求の有無及び回数

二 請求者の数

三 開示の有無及び回数

(費用の負担)

第九条 本会は、請求者に対し、実費を勘案した手数料を納付させることができる。

(規則)

第十条 第五条から第八条までに規定する書面等の様式は、規則で定める。

2 第五条第二項に規定する本人確認に必要な書類は、規則で定める。

3 前条に規定する手数料の額は、規則で定める。

附 則

この規程は、平成二十一年七月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年十二月五日会規第九号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う会規(外国特別会員関係を除く。)の整備に関する規程 第五条改正)抄

1 この規程は、成立の日から起算して二年を超えない範囲内において理事会で定める日から施行する。

(平成二十一年十二月十七日理事会決議で平成二十二年一月一日から施行)